

## 改正民法施行を踏まえた預金規定の改正のお知らせ

当行は令和2年4月の改正民法施行を踏まえ、下記の預金規定を改正いたします。

### 記

1. 改正日 令和2年4月1日（水）

2. 対象となる預金規定

No.	名称	No.	名称
1	当座勘定規定	17	自動継続自由プラン定期預金規定
2	総合口座取引規定	18	積立定期預金規定
3	普通預金規定	19	定期積金規定
4	貯蓄預金規定	20	一般財形預金規定
5	納税準備預金規定	21	財形年金預金規定
6	通知預金規定（証書式）	22	財形住宅預金規定
7	通知預金規定（通帳式）	23	譲渡性預金規定
8	期日指定定期預金規定	24	外貨普通預金（ステートメント）規定
9	自動継続期日指定定期預金規定	25	総合ステートメント規定
10	自由金利型定期預金（M型）規定	26	ステートメント式法人外貨普通預金規定
11	自動継続自由金利型定期預金（M型）規定	27	外貨普通預金（通帳式）規定
12	自由金利型定期預金規定	28	非居住者円普通預金規定
13	自動継続自由金利型定期預金規定	29	自動継続外貨定期預金規定
14	変動金利定期預金規定	30	外貨定期預金規定
15	自動継続変動金利定期預金規定	31	非居住者円定期預金規定
16	自由プラン定期預金規定		

※改正後の新规定は、改正前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

3. 主な改正内容

#### ○満期日前解約の制限の明確化

##### （1）改正の趣旨

改正民法（債権法）の下では預金について、寄託の規定を準用することとなり、「寄託者（預金者）は受寄者（銀行）に対していつでもその返還を請求できる」規定が適用され、別段の合意がない限り、定期預金の満期日前であっても解約できることとなるため、定期預金の満期日前解約の制限について明確化するものです。

##### （2）改正対象規定

期日指定定期預金規定等 19 規定

#### ○成年後見人ご本人について補助・保佐・後見が開始された場合の届出の義務化

##### （1）改正の趣旨

改正民法（債権法）において制限行為能力者が他の制限能力者の法定代理人とした行為は取り消すことができる旨が定められたことから、預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出を義務化するものです。

##### （2）改正対象規定

普通預金規定等 30 規定

○規定変更時の手続の明確化

(1) 改正の趣旨

改正民法（債権法）では、規定内容を変更する時の手続要件が明確にされたことから、規定内容を変更する際における変更手続を規定上に明記するものです。

(2) 改正対象規定

普通預金規定等 31 規定

改正後の普通預金規定および期日指定定期預金規定は、こちらをご覧ください。

[普通預金規定（改正後）](#)

[期日指定定期預金規定（改正後）](#)

以上